

## 参議院常任委員会調査室・特別調査室

|            |   |
|------------|---|
| 論題         | 戦略三文書に基づく2年度目（2024年度）の防衛力整備   |
| 著者 / 所属    | 沓脱 和人 / 外交防衛委員会調査室  |
| 雑誌名 / ISSN | 立法と調査 / 0915-1338   |
| 編集・発行      | 参議院事務局企画調整室   |
| 通号         | 464号  |
| 刊行日        | 2024-2-26   |
| 頁          | 61-72   |
| URL        | <a href="https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/ripou_chousa/backnumber/20240226.html">https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/ripou_chousa/backnumber/20240226.html</a> |

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください（TEL 03-3581-3111（内線 75020） / 03-5521-7686（直通））。

## 戦略三文書に基づく2年度目（2024年度）の防衛力整備

沓脱 和人

(外交防衛委員会調査室)

1. はじめに
2. 2024年度防衛力整備の重点項目とその課題
  - (1) 各種装備品の取得
  - (2) 全国駐屯地・基地等の既存施設の強靱化
  - (3) 「統合作戦司令部（仮称）」の創設
  - (4) 「自衛隊海上輸送群（仮称）」の新編
3. 日米同盟の強化と在日米軍の駐留に係る課題
  - (1) 日米同盟の強化
  - (2) 普天間飛行場代替施設建設
  - (3) 米軍オスプレイ墜落事故
4. 防衛装備・技術基盤の強化とその課題
5. 人的基盤の強化とその課題
6. 第213回国会（2024年常会）における防衛省提出法案
  - (1) 防衛省設置法等改正案
  - (2) 長期契約法改正案
  - (3) 防衛・風力発電調整法案

### 1. はじめに

2022年12月、岸田内閣は国家安全保障会議及び閣議において、おおむね10年程度の期間を念頭に置いた外交・防衛政策を始めとする国家安全保障政策に係る最上位の政策文書として新たな「国家安全保障戦略」を策定した。また、同戦略を踏まえ、今後10年程度の防衛目標の設定等の基本方針を示す「国家防衛戦略」を防衛計画の大綱に代わる文書として新たに策定するとともに、従来防衛計画の大綱に記載されていた防衛力の水準や自衛隊の将来体制等と、中期防衛力整備計画に記載されていた防衛力整備に係る5か年度の経費総額や主要装備の整備数量を統合した「防衛力整備計画」を新たに策定した。岸田総理はこれら戦略三文書の策定に当たり、まず優先されるのは積極的な外交の展開であるとした上

で、外交には裏付けとなる防衛力が必要であり、防衛力の抜本的強化のため5年間で43兆円の防衛予算を確保し、相手に攻撃を思いとどまらせるための反撃能力の保有、南西地域の防衛体制の抜本強化、サイバー・宇宙など新領域への対応、装備の維持や弾薬の充実、海上保安庁と自衛隊の連携強化、防衛産業の基盤強化や装備移転の支援、研究開発成果の安全保障分野での積極的活用などを進めていく旨述べた<sup>1</sup>。

戦略三文書に基づく初年度の防衛力整備となる2023年度当初予算では、防衛関係費として前年度から1兆4,214億円(26.3%)増となる6兆8,219億円<sup>2</sup>が歳出予算として計上され、同額は防衛関係費として過去最大であった。その上で、2年度目の2024年度防衛関係費は、前年度から1兆1,277億円(16.5%)増の7兆9,496億円<sup>3</sup>が政府案として計上されており、過去最大を更新する額である<sup>4</sup>。

本稿では、2024年度防衛関係費案で示された防衛力整備の主な内容を紹介するとともに、各事業の課題や指摘事項を取り上げ、最後に第213回国会(2024年常会)における防衛省提出法案について紹介することとしたい<sup>5</sup>。なお、文中の名称、肩書等はいずれも当時のものである。

## 2. 2024年度防衛力整備の重点項目とその課題

### (1) 各種装備品の取得

#### ア スタンド・オフ・ミサイルの整備

政府は、相手の脅威圏外から攻撃可能な長距離ミサイルである「スタンド・オフ・ミサイル」の取得について、外国製スタンド・オフ・ミサイルを早期に取得するとともに、国産スタンド・オフ・ミサイルの国内製造態勢を拡充し、必要かつ十分な数量を早期に確保するとしている。また長期的には、より先進的なスタンド・オフ・ミサイルを運用する能力を早期に獲得すべく、研究開発・量産の取組を加速化するとしている<sup>6</sup>。この点、政府は国会答弁において、我が国への侵攻がどの地域で生起しても、我が国の様々な地点から重層的にこれらの艦艇や上陸部隊等を阻止、排除できる必要かつ十分な能力として、各種プラットフォームから発射でき、また高速滑空飛翔や極超音速飛翔といった多様かつ迎撃困難な能力を強化したいと考えており、その一つがトマホーク、そしてまた国産開発している12式地对艦誘導弾(Surface-to-Ship Missile: SSM)である旨説明している<sup>7</sup>。

2024年度予算案では、スタンド・オフ・ミサイル防衛能力の取得経費として約7,340億円(契約ベース)が計上されており、12式地对艦誘導弾能力向上型、島嶼防衛用高速滑

<sup>1</sup> 第211回国会参議院本会議録第1号2頁(2023.1.23)

<sup>2</sup> SACO関係経費及び米軍再編関係経費を含む。

<sup>3</sup> 同上

<sup>4</sup> 2024年度予算案における防衛関係費の詳細については、奥利匡史「2024年度防衛関係費の概要—新たな危機の時代において加速する防衛力整備」『立法と調査』No.463(2024.2.7)83~97頁を参照されたい。

<sup>5</sup> 本稿は2024年2月5日現在の情報に基づき執筆している(参照URLの最終アクセス日も同日)。

<sup>6</sup> 防衛省「防衛力抜本的強化の進捗と予算—令和6年度予算案の概要—」11頁

<sup>7</sup> 第211回国会参議院予算委員会会議録第2号18頁(2023.3.1)増田和夫防衛省防衛政策局長答弁

空弾、極超音速誘導弾等の開発経費やJSM<sup>8</sup>やJASSM<sup>9</sup>といった外国製のスタンド・オフ・ミサイルの取得経費等が計上されている。

なお、米国製巡航ミサイル「トマホーク」に関しては、2023年10月の木原防衛大臣とオースティン米国防長官との会談において、2026年度及び2027年度に最新鋭のブロックVを最大400発取得する予定を一部ブロックIVに変更して1年早い2025年度から取得することが合意された<sup>10</sup>。これに対し国会では、400発のうち半分を20年ぐらい前の古い、型落ちで買ったとの指摘がなされた<sup>11</sup>。政府は、ブロックVはブロックIVに比べて通信方式が新しくなっているものの、弾頭、誘導方式、射程などについては同等の性能を有しており、共にスタンド・オフ防衛能力として我が国を防衛するために十分な機能を有している旨説明している<sup>12</sup>。

### イ イージス・システム搭載艦の取得

防衛省は、2020年6月のイージス・アショア（陸上イージス）の配備断念以降、同構成品を移動式の洋上プラットフォームに搭載する方向で検討を進め、同年12月にイージス・アショアの代替としてイージス・システム搭載艦2隻を整備することが閣議決定された。その後、防衛力整備計画において、主に弾道ミサイル防衛に従事するイージス・システム搭載艦2隻を整備することが改めて記載され、取得経費として2023年度予算において2,208億円、2024年度予算案において3,731億円の整備費用が計上された。なお、イージス・システム搭載艦の1隻当たりの取得経費は機械的な積算で約3,920億円とされ、2027年度に1隻目、2028年度に2隻目の就役が目標とされている。

イージス・システム搭載艦については、イージス・アショアに係る総経費約4,500億円（2基分の配備費用約2,500億円。30年間の維持・運用費約2,000億円）<sup>13</sup>に比べ経費の肥大化を懸念する指摘がなされている。これに対し防衛省は、イージス・システム搭載艦の総経費については示し得る段階ではなく、過去に示したイージス・アショアの関連経費との比較も困難と説明した上で、イージス・システム搭載艦は、戦後最も厳しく複雑な安全保障環境の中で、我が国を弾道ミサイルの脅威から防護することを主眼とするものであり、情勢に応じて、常時持続的に我が国全域を防護し得る体制の構築により一層貢献するものである旨述べている<sup>14</sup>。

### ウ 滑空段階迎撃用誘導弾（GPI）の日米共同開発

防衛省は、我が国周辺において開発が進んでいる極超音速滑空兵器（Hypersonic Glide Vehicle：HGV）に対して、滑空段階で対処するための滑空段階迎撃用誘導弾（Glide Phase Interceptor：GPI）を日米で共同開発するとしている。我が国の弾道ミサイル防衛は、海上自衛隊のイージス艦（SM-3搭載）によるミッドコース段階（大気圏外）

<sup>8</sup> F-35A戦闘機に搭載されるノルウェー製のミサイル（Joint Strike Missile）

<sup>9</sup> F-15戦闘機能力向上型に搭載される米国製のミサイル（Joint Air-to-Surface Stand-Off Missile）

<sup>10</sup> 防衛大臣臨時記者会見（2023.10.5）

<sup>11</sup> 第212回国会衆議院予算委員会議録第7号（2023.11.24）

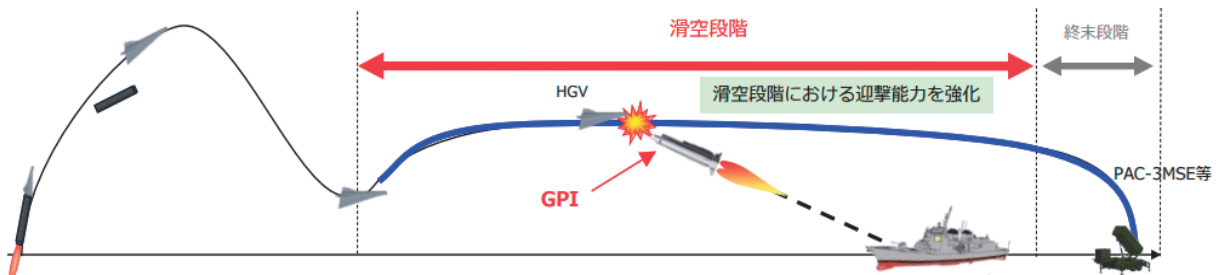
<sup>12</sup> 第212回国会衆議院安全保障委員会議録第2号3頁（2023.11.9）加野幸司防衛省防衛政策局長答弁

<sup>13</sup> NHK政治マガジン「イージス・アショア配備停止 極秘決定はなぜ？」（2020.6.24）〈<https://www.nhk.or.jp/politics/articles/feature/40251.html>〉

<sup>14</sup> 第211回国会衆議院安全保障委員会議録第3号18頁（2023.3.23）川嶋貴樹防衛省整備計画局長答弁

での迎撃と、航空自衛隊のペトリオットPAC-3によるターミナル段階（大気圏内）での迎撃を、自動警戒管制システム（JADGE）により連携させる体制を敷いてきたが、極超音速兵器等のミサイル関連技術が飛躍的に向上する中、これらに対処する迎撃能力の強化が喫緊の課題となっている。GPIは滑空段階にあるミサイルに対処することで多層防衛態勢を構築し、迎撃機会の確保、迎撃率の向上を目指すものである。今後のGPIの開発予定については、2024年4月以降に日米共同開発を開始し、2030年代の共同開発完了を目指しているが、同じ日米共同開発案件であるスタンダード・ミサイルSM-3ブロックII Aの例では、開発期間に12年を要した上で、費用面では日本側1,100億円、米側1,100億円以上の開発費用に加え<sup>15</sup>、完成後はミサイルを米国から有償資金援助（FMS）制度を用いて1発あたり約40億円（推定）で納入しており<sup>16</sup>、今回のGPIの日米共同開発においても相当な期間と費用が発生する可能性がある。

図表1 GPIによるHGV迎撃のイメージ



（出所）防衛省資料

## （2）全国駐屯地・基地等の既存施設の強靱化

防衛省は、2023年度予算において、駐屯地・基地等の全体（283地区）を対象に集約・建替えなどのマスタープランを3か年かけて作成し、2024年度以降順次施設整備を実施し、施設の強靱化及び隊員の生活・勤務環境の改善を図ることとしている。その上で、2024年度予算案においては、既存施設の更新経費として3,233億円を計上し、老朽化対策及び耐震対策を含む防護性能の付与等のため、建物の構造強化、施設の再配置・集約化等を推進する。このほか2024年度予算案では部隊新編及び新規装備品導入などに伴う施設整備等に2,593億円、火薬庫の整備<sup>17</sup>に222億円を計上している。

この点、防衛省は、現在、自衛隊施設として庁舎、隊舎など約23,000棟の建物を保有し

<sup>15</sup> 第201回国会閉会後参議院決算委員会会議録第1号43頁（2020.6.22）河野太郎防衛大臣答弁

<sup>16</sup> 『時事ドットコム』（2023.5.16）<<https://www.jiji.com/jc/article?k=2023051500607&g=soc>>

<sup>17</sup> 2024年度予算案においては、沼田分屯地、近文台分屯地、多田分屯地、足寄分屯地、日高分屯地、白老駐屯地、大湊地方総監部、舞鶴地方総監部、祝園分屯地、大分分屯地、えびの駐屯地、鹿児島県（さつま町）、瀬戸内分屯地、沖縄訓練場、青森駐屯地、富士駐屯地、竹松駐屯地、八戸航空基地、横須賀地方総監部、小月航空基地、呉地方総監部、佐世保地方総監部、大村航空基地、鹿屋航空基地、網走分屯基地、千歳基地、八雲分屯基地、入間基地、府中基地、岐阜基地、見島分屯基地、土佐清水分屯基地、築城基地、春日基地、新田原基地、奄美大島分屯基地、那覇基地に係る火薬庫の整備費用が計上されている。

ており、このうち1982年以前に建てられ、旧耐震基準が適用された建物は約9,900棟（全体の約4割）、自衛隊施設の基本的性能基準を定めた2003年以前に建てられた建物は約19,000棟（全体の約8割）存在している旨説明している<sup>18</sup>。他方、現在全国に約1,400ある火薬庫については、2032年度までに約130棟を増設することを目指すとされているが<sup>19</sup>、2019年3月に陸上自衛隊宮古島駐屯地が新設された際、住民には小銃弾や発煙筒等を保管すると説明しながら、中距離多目的弾道弾と81ミリ迫撃砲弾の搬入が判明し、住民の反発により島外に撤去した事例もあることから<sup>20</sup>、住民への説明責任を果たすよう求める声が出ている。

### （3）「統合作戦司令部（仮称）」の創設

国家防衛戦略では「統合運用の実効性を強化するため、既存組織の見直しにより、陸海空自衛隊の一元的な指揮を行い得る常設の統合司令部を創設する」ことが掲げられており、防衛力整備計画では「我が国を取り巻く安全保障環境が急速に厳しさを増していることを踏まえ、速やかに当該司令部を創設するとともに、共同の部隊を含め、各自衛隊の体制の在り方を検討する」ことが記載された。

従来、防衛省・自衛隊は陸海空自衛隊を一元的に運用する統合運用体制<sup>21</sup>を取っており、統合幕僚監部の長である統合幕僚長は自衛隊の運用について軍事専門的見知から防衛大臣を補佐するとともに、同大臣の命令を執行（各自衛隊の部隊に対する指示等）することとなっている。

こうした中、2011年の東日本大震災当時、統合幕僚長だった折木良一氏は、被災者支援や原発事故対応など多岐にわたる任務を指揮しつつ、首相官邸や防衛大臣、米軍との調整も同時進行させた経験から常設の統合司令部の創設を訴えてきた<sup>22</sup>。同氏は震災当時「時間配分でいえば、首相官邸や米軍との調整が6割、自衛隊のオペレーションは4割だった」と振り返った上で、「オペレーションに集中したかったが、物理的にできなかった。結果として大臣にも部隊にも負担をかけてしまった」と語っている<sup>23</sup>。また、米軍との関係でも、統合幕僚長は、中長期的な安全保障戦略については米軍統合参謀本部議長と、自衛隊と米軍の共同作戦に関しては米インド太平洋司令官とそれぞれ協議するなど<sup>24</sup>一人二役を担ってきたとされる。

これらの事情等を踏まえ、防衛省は2024年度末に「統合作戦司令部（仮称）」を創設する

<sup>18</sup> 第211回国会参議院外交防衛委員会会議録第12号17頁（2023.5.9）杉山真人防衛省大臣官房施設監答弁

<sup>19</sup> 『南日本新聞373news.com』（2023.12.20）〈[https://373news.com/\\_news/storyid/187293/](https://373news.com/_news/storyid/187293/)〉

<sup>20</sup> 『朝日新聞』夕刊（2021.11.15）

<sup>21</sup> 現在、自衛隊の運用に関する防衛大臣の指揮は統合幕僚長を通じて行い、自衛隊の運用に関する命令は統合幕僚長が執行することとなっており、弾道ミサイル対処や大規模災害対処などの場合には、陸・海・空自衛隊を一体的に運用する必要があるため、単一の指揮官の下に陸・海・空自衛隊にまたがる統合任務部隊（Joint Task Force：JTF）を組織し、対応している。2024年1月1日に発生した能登半島地震に際しては、同日2日に防衛省は陸上自衛隊中部方面總監を長とする統合任務部隊（JTF）を編成した。

<sup>22</sup> 『朝日新聞』（2023.1.11）

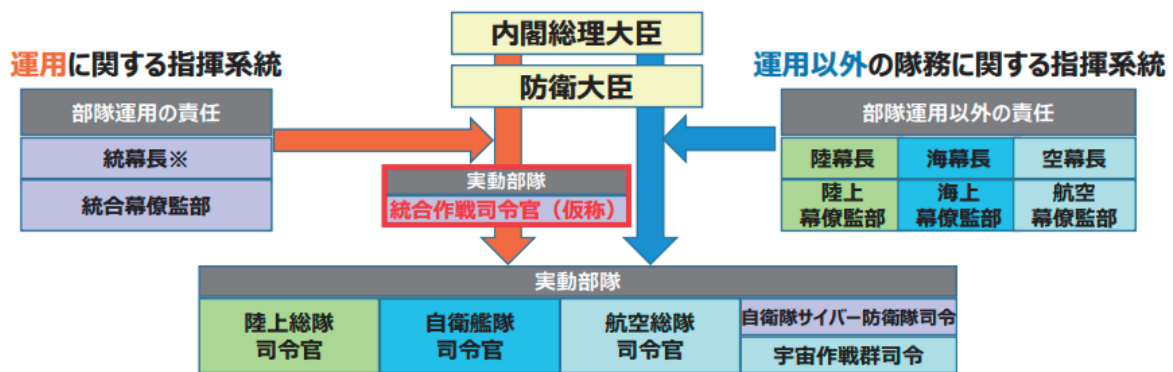
<sup>23</sup> 『産経新聞電子版』（2018.5.13）〈<https://www.sankei.com/article/20180513-JMHYZ3VLOBMJTM4YXYG2XSSIY/>〉

<sup>24</sup> 『読売新聞オンライン』（2023.12.12）〈<https://www.yomiuri.co.jp/editorial/20231211-OYT1T50321/>〉

とともに、「統合作戦司令官（仮称）」（陸海空幕僚長と同格の将官）を配置することとした。同司令官は、①自衛隊の運用等に関し、平素から部隊を一元的に指揮、②陸・海・空・宇宙・サイバー・電磁波などの領域における統合作戦の遂行、③大臣の命令を受け、所要の指揮官に任務を付与、必要な戦力を各指揮官に配分し、作戦を指揮すること等が役割とされる。

なお、常設の統合作戦司令部（仮称）の創設については、「自衛隊のトップが統幕長という点は変わらない。統合司令官に部隊指揮を任せても、統幕長が統合司令官に指示するならば、組織の結節点の一つ増えるだけでむしろ効率が悪くなる」、防衛大臣を補佐する仕事に統幕長が専念すれば首相官邸との距離は近くなるが、部隊との距離が広がり、部隊指揮への政治の関与が難しくなる可能性が生じ、「文民統制（シビリアンコントロール）が利きにくくなる」との指摘もなされている<sup>25</sup>。

図表2 新たな自衛隊の運用体制（イメージ）



（出所）防衛省資料

#### （4）「自衛隊海上輸送群（仮称）」の新編

防衛省・自衛隊は、南西地域への機動展開能力を向上させるため、共同の部隊として「自衛隊海上輸送群（仮称）」を新編することとしている。司令部は海上自衛隊呉地区に置き、隊員約100人での発足を目指している。

陸・海・空共同の部隊としての海上輸送部隊については、2018年に策定された中期防衛力整備計画で、平時から有事までのあらゆる段階において、統合運用の下、自衛隊の部隊等の迅速な機動・展開を行い得るよう新編する旨記載されていたところ、現行の防衛力整備計画で、南西地域への機動展開能力を向上させるため新編することが改めて掲げられた。

「自衛隊海上輸送群（仮称）」については、2022年度及び2023年度予算で取得を決定した中型級船舶（LSV）1隻、小型級船舶（LCU）3隻に加え、2024年度予算で機動舟艇3隻の取得予算を計上しており、これら船舶の運行要員は主に陸上自衛隊員が担うとされる。自衛隊では2027年度末には海上輸送群に10隻の輸送船を配備し、それまでに数百人規

<sup>25</sup> 『朝日新聞』（2023. 1. 11）

模の「船乗り」を育てる計画を立てる<sup>26</sup>。

他方、陸上自衛隊のミサイル部隊が配備されている奄美大島では、島の南部（大隅海峡に面した古仁屋港近く）に「輸送や補給の基盤整備」を目的とした施設整備が計画されており、海上輸送群の一大拠点になる可能性があるとして、住民から不安や戸惑いの声も上がっている<sup>27</sup>。

### 3. 日米同盟の強化と在日米軍の駐留に係る課題

#### (1) 日米同盟の強化

国家安全保障戦略において、日米安全保障体制を中核とする日米同盟は、我が国の安全保障のみならず、インド太平洋地域を含む国際社会の平和と安定の実現に不可欠な役割を果たすものと位置付けられており、「特に、インド太平洋地域において日米の協力を具体的に深化させることが、米国のこの地域へのコミットメントを維持・強化する上でも死活的に重要である。これらのことも念頭に、日米の戦略レベルで連携を図り、米国と共に、外交、防衛、経済等のあらゆる分野において、日米同盟を強化していく」とされている。

2023年11月に米務副長官に指名されたカート・キャンベル氏は、米国がウクライナやパレスチナ情勢への対応に追われる中であっても「米国の長期的な利益は主にインド太平洋にある」と述べるとともに、日本は「今、我々にとって最も重要な同盟国だ」と発言している<sup>28</sup>。また、米議会においても、2023年12月に2024会計年度の国防関連予算の大枠を定める国防権限法案を公表した際、日米の安全保障協力を強化するため、在日米軍の指揮構造や態勢の見直しを検討し、報告するよう国防総省に求めたとされる。これには自衛隊が常設の統合司令部を設置すること等を踏まえ、新たに自衛隊との調整機関を日本に置くことや、在日米軍に一定の指揮統制権を持たせる案が念頭にあるとの報道もある<sup>29</sup>。こうした中、米軍は2023年11月沖縄県に駐留する第12海兵連隊を、離島有事に即応する第12海兵沿岸連隊（MLR）<sup>30</sup>に改編し、自衛隊との作戦協力の進化を目指すとともに、同月、MLRの「目」の役割を担う無人偵察機MQ-9を米軍嘉手納基地に配備し、運用を開始した。

また、宇宙の分野でも、チャンス・サルツマン米宇宙軍作戦部長が日本国内に司令部を置く在日米宇宙軍の創設を検討していることが報じられており<sup>31</sup>、外交の分野でも2023年12月6日に外務省と米務省との間で偽情報流布を含む外国からの情報操作に対し、連携して対応するための協力文書の署名が行われる<sup>32</sup>など様々な分野で同盟強化の取組がなされている。

---

<sup>26</sup> NHK WEB特集「“船乗り”になる陸上自衛官」<<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20231004/k10014210341000.html>>

<sup>27</sup> 同上

<sup>28</sup> 『読売新聞』（2023.12.9）

<sup>29</sup> 『毎日新聞』（2023.12.9）

<sup>30</sup> 中国を念頭に、相手のミサイルの射程圏内を移動しながら攻撃する「遠征前進基地作戦（EABO）」を担う中核部隊で要員は約2,000人。2022年3月にハワイに初めて設けられ、沖縄で2つ目である。また、3つ目もグアムに発足予定とされる（『朝日新聞』（2023.11.16））。

<sup>31</sup> 『朝日新聞』（2023.9.26）

<sup>32</sup> 外務省ウェブサイト<[https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/pressit\\_000001\\_00060.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/pressit_000001_00060.html)>



## （２）普天間飛行場代替施設建設

2013年4月に日米両政府が発表した『沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画』では「2022年度又はその後」に普天間飛行場を返還すること、調査・設計に1年、埋立・建設工事に5年、器材・施設調整に1年半、承認・提供手続に1年半の計9年を要することが示された。2013年12月、仲井眞弘多沖縄県知事は普天間飛行場の代替施設建設事業に係る名護市辺野古の公有水面埋立を承認し、2015年10月に沖縄防衛局が代替施設建設事業に着手したが、同月、新たに就任した翁長雄志知事は埋立承認の「取消し」を行い、その後、国と県の間で複数の訴訟が提起され、2016年12月に国側の勝訴が確定した。

2018年7月、翁長知事は埋立承認後に軟弱地盤や活断層が見付かったこと等を理由に埋立承認を「撤回」し、同年9月に就任した玉城デニー知事も埋立承認の「撤回」を維持したことから、国と県の間で複数の訴訟が提起されたが、2022年12月に国側の勝訴が確定した。また、これらの訴訟が行われていた中、防衛省は2020年4月に軟弱地盤の地盤改良のため埋立変更承認申請を沖縄県に対して行ったが、玉城知事はこれを不承認とし、国と県の間で複数の訴訟が提起され、地方自治法に基づく違法な国の関与の取消訴訟については2023年8月及び9月に国側の勝訴が確定した<sup>33</sup>。その後、国による勧告及び指示の期限までに玉城知事の承認が得られなかったため、同年10月、国は承認を行うべきことを命ずる旨の訴訟（代執行訴訟）を提起した。同年12月20日、福岡高裁那覇支部は国の訴えを認め、県に同月25日までに承認するよう命じる判決を言い渡したが<sup>34</sup>、玉城知事は承認しなかったため、同月28日、国は代執行を行い、2024年1月10日から改良工事に着手した。玉城知事は「県が再三求めてきた真摯な対話に応じることなく、知事の権限を奪う代執行に至り、工事が強行されたことは、極めて乱暴で粗雑な対応だ」と批判している<sup>35</sup>。

普天間飛行場代替施設建設については、今後、工事が進んだとしても辺野古での代替施設の完成には約9年3か月、その後の日米間の手続を加えて約12年を要するとされ、移設完了は2030年代半ばの見通しである<sup>36</sup>。岸田総理は「工程に従って工事を進めるべく、全力で取り組みたい」と述べるが、今後、新たに設計変更が必要になる問題が見付かれれば、再び工事が止まる可能性があるとの指摘もある<sup>37</sup>。また、総工費についても、当初3,500億円以上としていたが、2019年の再試算では約2.7倍の約9,300億円に膨らんでおり、このうち2022年度までに5割近い約4,300億円が支出されている状況から<sup>38</sup>、更なる費用増加を懸念する声もある。

## （３）米軍オスプレイ墜落事故

2023年11月29日、鹿児島県屋久島沖で米軍横田基地所属の輸送機CV-22オスプレイが墜落した。木原防衛大臣は、同日、岸田総理から防衛省に対して、米側との間で一時飛行

<sup>33</sup> 行政事件訴訟法に基づく抗告訴訟については、2023年11月28日に沖縄県が福岡高裁那覇支部に控訴した。

<sup>34</sup> 2023年12月27日、沖縄県は福岡高裁那覇支部判決を不服として最高裁に上告した。

<sup>35</sup> 『毎日新聞』（2024. 1. 11）

<sup>36</sup> 『読売新聞』（2024. 1. 11）

<sup>37</sup> 『朝日新聞』（2024. 1. 13）

<sup>38</sup> 同上

停止を含めた必要な対応について検討するよう指示がなされたことを踏まえ、翌30日、米側に対して、国内に配備されたオスプレイについて、搜索救助活動を除いて飛行に係る安全が確認されてから飛行を行うよう要請するとともに、事故の状況等について早期の情報提供を求めた<sup>39</sup>。なお、米側への飛行停止の要請は、同日午前8時過ぎ、大和太郎防衛省地方協力局長からリック・ラップ在日米軍司令官に対して行われたが、要請後も普天間飛行場などで計20回のオスプレイの離着陸が確認されたことから、同日夜、木原防衛大臣から同司令官に対して再度要請がなされた<sup>40</sup>。事故発生から12月4日までの米軍オスプレイの離発着回数は、米海兵隊MV-22が普天間飛行場で72回、嘉手納飛行場で4回、奄美空港で16回あり、米海軍CMV-22が普天間飛行場で2回、嘉手納飛行場で14回が確認されたが、米空軍の当該機CV-22の離着陸は確認されなかった（防衛省による目視確認）<sup>41</sup>。

こうした中、米軍は、12月6日に輸送機オスプレイの全機種を地上待機することを発表した。米空軍の発表では、不具合の根本的な理由は不明としながらも、「機材の不具合」が事故を引き起こした可能性が示唆された<sup>42</sup>。その後、米下院は、オスプレイの安全性と性能に関する情報を提出するよう国防総省に要請した。同要請については、オスプレイはこれまで視界不良やエンジンの故障に悩まされ、機体の再設計をしても問題が修正できない可能性が国防総省の監査官によって指摘されていることにも触れられている<sup>43</sup>。

オスプレイは、米軍以外では日本が陸上自衛隊向けに計17機を取得したのが唯一の導入例となっており、現在、陸上自衛隊木更津駐屯地において14機が暫定配備（2025年に新設の佐賀駐屯地（仮称）に移駐予定）されている。米軍機の事故について山口詳義佐賀県知事は「何が起きたのか強い関心を持っている」として、防衛省に速やかに情報を提供するよう求めた<sup>44</sup>。なお、森下泰臣陸上幕僚長は「地元の懸念の声についても真摯に受け止めつつ、引き続き、我々としては（新しい駐屯地の）整備に取り組む」と述べている<sup>45</sup>。

#### 4. 防衛装備・技術基盤の強化とその課題

国家安全保障戦略では、我が国の防衛体制を強化するため、防衛生産・技術基盤を「いわば防衛力そのもの」として強化することや防衛装備移転の推進が掲げられている。その上で、防衛力整備計画では、装備品と防衛産業は一体不可分の認識の下、企業のコストや利益を適正に算定する方式とすることやサプライチェーン、サイバーセキュリティ等の強化に対して適切な財政措置、金融支援等を行うことが示されている。また、防衛装備移転については、同盟国・同志国との実効的な連携を構築し、防衛装備品の販路拡大を図るべく、政府が主導する形で企業支援を行うことが掲げられている。

政府が防衛生産・技術基盤を「いわば防衛力そのもの」と位置付ける背景には、近年、

---

<sup>39</sup> 第212回国会参議院外交防衛委員会会議録第5号（2023.11.30）木原稔防衛大臣答弁

<sup>40</sup> 『読売新聞』（2023.12.1）

<sup>41</sup> 第212回国会参議院外交防衛委員会会議録第6号（2023.12.5）木原稔防衛大臣答弁

<sup>42</sup> 『朝日新聞』夕刊（2023.12.7）

<sup>43</sup> 『朝日新聞』（2023.12.23）

<sup>44</sup> 『読売新聞』（2023.11.30）

<sup>45</sup> 『朝日新聞』（2023.12.1）

国内防衛産業の事業撤退が相次いでいる現状が一因として考えられ、防衛省は、昨今の企業経営ではキャッシュフローの重視や高い収益率が求められる傾向がある中、防衛事業は高度な要求性能や保全措置への対応に多大な経営資源の投入が必要とされる一方、収益率が低く、販路が自衛隊に限られることで成長が期待できないなど事業としての魅力が乏しく、加えて、サイバー攻撃やレピュテーションリスクなど多様な課題が顕著となっている旨説明している<sup>46</sup>。

政府はこうした課題を解消するための方策の一つとして、第211回国会（2023年常会）に「防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律案」を提出した。同法は、防衛装備品等を製造する企業等に対するサプライチェーンの強靱化、サイバーセキュリティ強化等のための経費を直接的に支払うことや、海外に装備品を移転する企業に対して仕様・性能等を変更する費用を助成すること、また、こうした企業への資金の貸付け、さらには、それでも企業が撤退する場合には、国が製造施設等を保有し、他の事業者が管理運営させることを可能にする等の措置を講ずるものであり、2023年6月7日の参議院本会議において可決、成立した。

また、政府は同年12月22日、防衛装備移転三原則及び運用指針を見直すことを決定し<sup>47</sup>、防衛装備の輸出ルールを約10年ぶりに改定した。改定の主な内容は以下のとおりである。

図表3 防衛装備移転三原則・運用指針の見直しの概要

| 主な論点                 | 主な改正事項  |
|----------------------|---|
| 三原則<br>※3つの原則そのものは維持 | 国家安全保障戦略を踏まえ改正（防衛装備移転の意義の追加、安全保障環境認識のアップデート等）。運用指針は、安全保障環境の変化や安全保障上の必要性等に応じて改正する旨を明記。   |
| 国際共同開発・生産            | パートナー国が完成品を移転した第三国へ、我が国から部品や技術の直接移転を可能に。  |
| ライセンス生産品の提供          | 米国由来以外も含むライセンス生産品（完成品を含む）をライセンス元国へ提供可能に。ただし、自衛隊法上の武器に該当する場合、ライセンス元からの更なる提供については、我が国の安全保障上の必要性を考慮して特段の事情がない限り、武力紛争の一環として現に戦闘が行われていると判断される国への提供は除く。 |
| 修理等の役務               | 米軍以外の安全保障協力関係のある国に対しても、修理等の役務提供を可能に。  |
| 部品の移転                | 「部品」の定義を明確化 <sup>(※)</sup> した上で、安保協力関係のある国に対しては、部品は総じて移転可能に。<br>※「完成品の一部として組み込まれているものを指す。ただし、そのみで装備品としての機能を発揮できるものを除く。」                           |
| 5類型                  | 本来業務や自己防護に必要な武器の搭載を可能であることの明確化。   |
| 被侵略国への非武器支援          | 侵略等を受けた国に対し、自衛隊法上の武器には該当しない装備品を移転可能に。<br>※現在の規定：国際法違反の侵略を受けているウクライナに対して自衛隊法第116条の3の規定に基づき防衛大臣が譲渡する装備品等に含まれる防衛装備の海外移転                              |
| 厳格審査                 | 自衛隊法上の武器の移転や第三国移転など、移転類型の多様化を踏まえ、厳格審査の視点を拡充。  |
| 審議プロセス               | 自衛隊法上の武器の直接移転や第三国移転は、国家安全保障会議での審議・公表を基本。<br>※初めて移転する国は、すべて国家安全保障会議で、同様の武器を2回目以降移転する場合も、特に慎重な検討が必要な場合には、国家安全保障会議で審議                                |

（出所）内閣官房資料

なお、「国際共同開発・生産」について日本から第三国に完成品を輸出することの可否や、

<sup>46</sup> 第211回国会参議院外交防衛委員会会議録第18号16頁（2023.6.1）土本英樹防衛装備庁長官答弁

<sup>47</sup> 防衛装備移転三原則は国家安全保障会議及び閣議決定、運用指針は国家安全保障会議決定。

「5類型」について類型の拡大や撤廃を行うことの検討に関しては、2024年以降に先送りとなった旨が報じられている<sup>48</sup>。

## 5. 人的基盤の強化とその課題

国家安全保障戦略では、自衛隊員を「防衛力の中核」と位置付けた上で、隊員の処遇向上、ハラスメントを一切許容しない組織環境、女性隊員が更に活躍できる環境を整備することなどにより、人的基盤を強化するとの方針が示されている。

近年、自衛隊の定員（247,154人）に対する現員の割合を示す充足率は90%台前半で推移しており、体力ある若者が中心の「士」階級の採用率は2022年度62%に急落し、中でも2～3年の任期で活動する自衛官候補生の採用率は43%にとどまったとされる<sup>49</sup>。これらの事情を踏まえ、「防衛省・自衛隊の人的基盤の強化に関する有識者検討会」は2023年7月の報告書において、自衛官の給与・手当の見直しやハラスメントの根絶を含む勤務・生活環境の改善、育児・介護との両立や再就職支援の強化等を提言しているが、出生数減少による若者人口の先細りという現実を踏まえれば、「処遇や職場環境の手直しだけで、問題が解決するわけではない」との指摘もなされている<sup>50</sup>。この点、「日本の人口動態を踏まえれば、現行の自衛隊の人員を維持し続けるのは困難。隊員が減る前提で防衛力整備を検討すべき」（小黒一正法政大学教授）との意見もある<sup>51</sup>。

また、自衛隊の人材確保の面では、国家防衛戦略において、サイバー領域を我が国の防衛にとって死活的に重要な分野と位置付け、必要なサイバー要員の拡充と専門的な知識、技能を有する民間人材を含めた幅広い層からの人材確保を推進することが示されている。政府は、2027年度末にサイバー関連業務に従事する要員を含む総サイバー要員を約2万人、サイバー専門部隊隊員（コア要員）約4,000人を確保することを目指している。この点、自衛隊では、陸上自衛隊高等工科大学におけるシステム・サイバー専修コースの内容を充実させるほか、2023年度末に陸上自衛隊通信学校を陸上自衛隊システム通信・サイバー学校（仮称）に改編し、防衛大学校でも情報工学科をサイバー・情報工学科（仮称）に改編することが予定されている。

なお、サイバー人材の確保については、民間でも2023年12月にNTTやNECなどIT・電気企業が参加する一般社団法人「サイバー安全保障人材基盤協会」（理事長：林紘一郎元情報セキュリティ大学院大学学長）が神奈川県横須賀市に発足し、官民で人材育成の知見を共有し、攻撃の監視や対策を立てる専門人材の育成を目指すとしており<sup>52</sup>、「サイバー攻撃を防ぐ専門的知識を持つ人材は取り合いになっており、育成は急務」といった声も聞かれる<sup>53</sup>。

<sup>48</sup> 『日本経済新聞』（2023.12.23）

<sup>49</sup> 『読売新聞』（2023.7.30）

<sup>50</sup> 『朝日新聞』（2023.8.24）

<sup>51</sup> 『読売新聞』（2023.8.19）

<sup>52</sup> 『日本経済新聞電子版』（2023.12.1）<<https://www.nikkei.com/article/DGXZQ0UA233R90T21C23A1000000/>>

<sup>53</sup> 『産経新聞電子版』（2022.7.26）<<https://www.sankei.com/article/20220726-LFLVKCZSEJLZXPIDCS64VUP3BA/>>

## 6. 第213回国会（2024年常会）における防衛省提出法案

第213回国会において防衛省は、「防衛省設置法等の一部を改正する法律案」（防衛省設置法等改正案）、「特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別措置法の一部を改正する法律案」（長期契約法改正案）及び「風力発電設備の設置等による電波の伝搬障害を回避し電波を用いた自衛隊等の円滑かつ安全な活動を確保するための措置に関する法律案」（防衛・風力発電調整法案）を提出予定であり、これらの法案の概要は以下のとおりである。

### （1）防衛省設置法等改正案

防衛省設置法等改正案は、自衛官定数の変更、統合作戦司令部（仮称）の新設を含む自衛隊の組織の改編、任期を定めた自衛官の採用を含む自衛官等の人材確保のための制度の導入及び拡大、日本国の自衛隊とドイツ連邦共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とドイツ連邦共和国政府との間の協定（日独ACSA）に係る物品又は役務の提供に関する規定の整備、国際機関等に派遣される防衛省の職員の業務の追加等の措置を講ずるものである。

### （2）長期契約法改正案

防衛装備品の調達は、財政法に基づいて継続費又は国庫債務負担行為の制度を用いることで、最長で5か年度の契約を締結することが可能とされており、長期契約法は国庫債務負担行為により支出すべき年限を一定の装備品等の調達（特定防衛調達）に限り最長10か年度に延長するものである。その上で、同法は有効期限を2024年3月31日までとする限時法であるところ、本法案により特別措置法としての失効規定を削除し、恒久化を図るものである。

### （3）防衛・風力発電調整法案

防衛省・自衛隊は、自衛隊・米軍の円滑な運用の確保と風力発電の導入促進という、共に重要な政策課題の両立を目指すこととしているが、長距離に及ぶ風車群が設置される風力発電は、自衛隊等の活動に大きな影響を及ぼす可能性があるところ、レーダーのような電波を発する装備品の運用や通信への影響も懸念されている。

本法案は、風力発電設備の設置等による電波の伝搬障害を回避し電波を用いた自衛隊等の円滑かつ安全な活動を確保するため、電波障害防止区域（仮称）の指定、電波障害防止区域内における風力発電設備の設置等に係る届出等の義務及び風力発電設備の設置者と防衛大臣との協議等に関する制度を創設するものである。

（くつぬぎ かずひと）